

維持管理に関する誓約書

私は、合併処理浄化槽設置後の維持管理について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓います。

記

- 1 保守点検の実施（法第 10 条）
- 2 清掃の実施（法第 10 条）
- 3 法定検査（法第 7 条及び第 11 条）の受検

年 月 日

住所

氏名

（注）住所、氏名は、直筆としてください。

様式 4－6（別紙）

浄化槽法（抜粋）

第 7 条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定められた期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第 57 条第 1 項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第 7 条の 2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第 1 項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第 48 条第 1 項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 第 7 条第 2 項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

第 12 条の 2 都道府県知事は、第 11 条第 1 項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第 11 条第 1 項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第 62 条の 2 第 7 条の 2 第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の過料に処する。